

佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付要綱

制定 令和8年7月29日 林業第1048号

(趣旨)

第1条 知事は、物価及びエネルギー価格高騰の影響を受ける林業事業体の素材生産活動を推進するため、別表の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業（以下「事業」という。）に要した経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助事業者は、前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(事業の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

- 2 本事業において対象経費とするものについて、国若しくは県及び民間団体から、補助金の交付を受けている場合は本補助金の補助対象経費としない。

(事業要望調査票の提出)

第4条 補助事業の活用を希望する事業体は、第5条に規定する交付申請書の提出に先立ち、事業要望調査票（様式第1号）を申請する年度の9月30日までに知事に提出すること。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は原則として、下記の表によることとし、その提出部数は1部とする。

第1期申請	第2期申請
11月30日	1月31日

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は45日とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（2）事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や2者以上の者から見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2者以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が20万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

（3）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（4）同項（3）に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（5）補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。

- (6) 規則第22条の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は、次に掲げる場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- (2) 補助事業者が第2条の規定に該当することが判明したとき、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(竣工検査)

第8条 農林事務所長は、第5条に基づき補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに竣工検査を行うものとする。

- 2 前項に規定する竣工検査は、竣工検査調書（様式第3号）に規定された項目を検査（書類検査）するものとする。なお、書類検査によりがたい場合は補助事業者立会いのもと、現地検査を行うものとする。また、竣工検査調書は、当該補助金交付申請書を付して林業課長に送付するものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助金の交付)

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、1件あたりの取得金額が10万円以上の取得財産等について、財産管理台帳（様式第5号）を備え管理しなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の規定によるものとする。

3 補助事業者は、機械等について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、当該機械等を当該補助金の補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、知事の承認を受けなければならない。なお、その取扱については、「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月30日付総管会第790号総務大臣通知）を準用するものとする。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第10条に規定する補助金交付請求書は、所轄農林事務所を経由しないものとする。

附 則

この要綱の規定は、令和8年7月29日から適用する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助対象となる部品等	補助率
林業機械部品等の新規導入・更新	「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」(昭和 27 年佐賀県条例第 52 号) による木材業登録を行っている者のうち、素材生産及び森林の整備を行う者	林業機械の高機能化又は生産性向上に資する部品等の導入や更新に要する経費 (別表 2 のとおり)	・ モーター ・ ソーユニット ・ アタッチメント ・ 油圧ホース ・ ホースカバー ・ 高機能化が図られるチェーンオイル (生分解性など環境負荷低減が認められるものを含む。) ・ その他知事が必要と認めるもの (ただし、エンジン部品、シリンダー、クローラ等は除く)	補助対象経費の 2 / 3 以内 (補助金額は 1 事業体あたり 3 0 0 万円を上限とする。)

別表 2

(補助対象経費)

補助事業の対象となる経費は、令和8年4月1日以降に機械更新等に直接要した経費とし、以下のとおりとする。

- ・ 部品費
- ・ 修理費
- ・ 据付費
- ・ 試運転調整費
- ・ 事業実施に必要な技術者派遣に係る経費
- ・ 別途知事が事業の実施に必要と認める経費

(補助対象とならない経費)

- ・ 補助事業者の事務運営経費及び職員旅費
- ・ 各種保険料
- ・ 点検に係る費用
- ・ 収入印紙
- ・ 振込手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・ 公租公課（消費税、自動車税等）
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、一般車両の購入費及び修理費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。）
- ・ チェンソー、刈払機等の購入及び修理に係る費用

令和 年度 佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金 要望調査表

記載例	事業実施主体名	実施予定事業	事業内容	総事業費（税込）	補助対象経費（税抜）	補助金額	完了予定時期	備考 （課税事業者もしくは免税事業者の別を記載）
	（株）佐賀	林業機械部品等の新規導入	グラップルアタッチメントの導入	770,000	700,000	466,000	R9. 1	課税事業者

※本調査票は予算需要を把握するためのものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

※要望額が予算額を上回る場合は調整を行うことがあります。

※補助金額については、補助対象経費（税抜）× 2 / 3 以内の金額（千円未満切捨て）を記載してください。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業を実施したので、
年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金金 円を交付される
よう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付要綱の
規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実績の概要 (別紙 1)
- 2 事業の効果 (別紙 1)
- 3 支払完了年月日 (別紙 1)
- 4 経費内訳 (別紙 1)

添付書類 ・入札、契約等書類（見積書、契約書、納品書等の写し）
・見積書、カタログ等の写し
・整備前後の機械全景写真（新規導入の資材については納品時の写真）
・誓約書（別紙 2）※森林組合が補助事業者の場合は除く

(別紙 1)

事業の内容

(1) 事業実績の概要

林業機械	メーカー 型式規模	整備の内容	事業費	経 費 内 訳		支払完了 年月日	備考
				補助金	その他		
			円	円	円		
			円	円	円		
			円	円	円		
			円	円	円		

(注) 1 補助金は、千円未満の端数は切り捨てとする。
2 事業費は、消費税込みの金額とする。

(2) 事業の効果

※林業機械整備の方針、整備の内容、機械整備によりどのように高機能化が図られるのかなど記入すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 ○○ 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 1の規定により責任者の氏名の自署を付記する場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

竣工検査調書

事業名	〇〇 年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業		
補助事業者名			
総事業費	円	県補助金	円
事業内容			
最終支払完了日			
【竣工検査項目】			
○ 補助金交付申請書に添付書類漏れはないか。			適 不適
○ 見積書が2者以上の者(原則県内業者)から徴収されており、適正な価格で購入されているか。 ※1件当たりの金額が20万円以下の場合は対象外			適 不適

以上のとおり、竣工検査を実施しました。			
竣工検査日	〇〇	年	月 日
検査者	所属	職	氏名

※竣工検査(書類又は現地)の状況写真を添付すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金額の確定通知があった 年度佐賀県林業機械等
資材高騰対策支援事業補助金として、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則
及び佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

様式第5号（第11条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：_____

事業実施年度		年度			事業名	年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業					
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況	
機械名	施工箇所 又は 設置場所	数量	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容
						県補助金	その他				
合計											

（注）1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。